

建設業退職金共済制度「掛金収納書（契約者が発注者へ）」提出書又は証紙を購入しない場合の理由書

工 事 名

契約者名

(証紙を購入しない場合は、必ず押印すること)

1. 契約締結後1ヶ月以内に、「掛金収納書」を貼り、さぬき市財産活用課へ提出してください。

2. 証紙購入が遅れる場合

(1) 購入予定時期 _____

(2) 理由 [_____]

3. 証紙を購入しない場合 (○をつけ、必要事項を記入)

(1) 全て他の退職金制度の対象社員・労働者による施工である。

(2) その他 (具体的に) [_____]

「掛金収納書（契約者が発注者へ）」貼付箇所

- *当該工事に必要な証紙を購入し、労務者の共済手帳に貼付してください。
- *下請契約を締結する際は、下請業者に対しても本制度の促進に努めてください。
- *建設業退職金制度については下記までお問い合わせください。

建設業退職金共済事業香川県支部
高松市磨屋町6-4 香川県建設会館内
087-851-7919